

わが署における分収育林公募の結果と今後の対応について

南木曾・庶務課 庶務係 与川 良一
青木 利治

要　　旨

国有林分収育林事業は「あなたも緑のオーナー、国有林の森林づくりにあなたの参加をお待ちしています。」をキャッチフレーズに昭和59年度からスタートを切った。

これは民間資金の導入によって森林整備を図るものであり、今後国有林野事業における主要事業の一つとして、真剣に取組まなければならない課題である。

は　じ　め　に

近代緑資源確保に対する国民的要請が一段と強まり、森林、林業の整備充実に積極的に参加協力をしたいという気運が高まりつつある。

こうした情勢を背景に、昭和59年度から国有林にも「分収育林」の制度が導入され、国民参加による「森林づくり」を図ることとなった。

本年度当署においても前期、後期合わせて120口の分収育林を公募することとなり、初めて体験する事業とあって、これを成功させるべく職員の創意をこらし、綿密な計画のもとに取組んだ結果、100%目標を達成することができたので、ここにその経過と結果及び分析を発表し、今後実行される各署の参考に供したい。

I 分収育林の明細

1. 前期分

募集番号	国有林	林小班	面積	樹種	林齢	募集口数
8	南蘭	680に・ほ 681へ	3.50HA	ヒノキ	29	28
9	"	682ろ	5.20	スギ ヒノキ	29 28	34
10	南木曾	346 に	4.50	スギ ヒノキ	27 27	26
計			13.20			88

2. 後期分

募集番号	国有林	林小班	面積	樹種	林齢	募集口数
15	南蘭	615い	4.14 HA	ヒノキ	33	32
計						

Ⅱ 公募前、公募後の対策

前期の公募

100%目標の達成にむけて次のような取組みを実施した。

1. 分収育林プロジェクトチームの結成プロジェクトチームは次長をチーフに担当区主任全員を含む、総数23名で編成。
2. 分収育林公募実施計画書の作成。
3. 公示の15日前、6月5日に第1回の打合せ
4. 翌6日以降、分収育林の概要と周辺の観光地を示す案内図作り。
5. 13日以降連日、広告、宣伝等の打合せと同時に、署長名の挨拶状、署独自のチラシの作成。分収育林募集者名簿と勧誘分担表の作成。
6. 6月20日全国一斉に公募が開始されると計画表に基づいて、担当者がそれぞれ行動を開始した。
7. プロジェクトチームも、販売推進プロジェクトチームに編成替えをし、セールスのし易い編成した。
8. 広報無線による、南木曽町全域に対する一斉放送。
9. 国道19号線沿いに横断幕の設置
10. 庁舎前に懸垂幕の設置
11. 局配付の公示文、ポスターの掲示を主要個所に依頼。
12. 分収育林公募とりすすめの、具体的な取組等についてのプロジェクトチームによる打合せ。
13. 都市圏へのパンフレットの郵送。地元関係会社への訪問、電話による依頼。妻籠宿観光客へのチラシの配布。
14. 7月7日現地案内の実施
15. 7月10日プロジェクトチームによる、応募中間報告と今後の対策等打合せ。
16. 名古屋方面、及び諏訪、伊那谷方面への出張セールス。

後期分についても、以上のような計画にもとづき実施した。

Ⅲ 応募の結果

以上地元住民をはじめ、関連会社、縁故者、OB、林業関係団体、都市部の県人会等を通じて働きかけを行なった結果は別図のとおりである。

1. 前期の分析

- (1) 地元住民の国有林に対する、期待と関心度は高い。
- (2) 都市部に分収育林制度そのものが知られていない。
- (3) 営林署独自では、都市部に対するPRや、セールスに限界がある。

2. 後期の分析

- (1) 分収育林制度が全国的に知られつつあること。
- (2) 地元在住者が、県外に住む子供、孫、嫁入先の娘、名儀で契約したこと。
- (3) 県外居住者で、木曽のヒノキ林を希望する人がいたこと。

以上のとおり分析されるが、県外応募者の地域別を見ると、名古屋を中心とした中部圏（木曽川下流地域）の都市部に応募者が少ないことは残念であり、木曽川水系が果している、水資源の供給、国

上の保全等、重要でかけがえのない公益的機能に対し、理解と認識を深めてもらう必要性を痛感した。

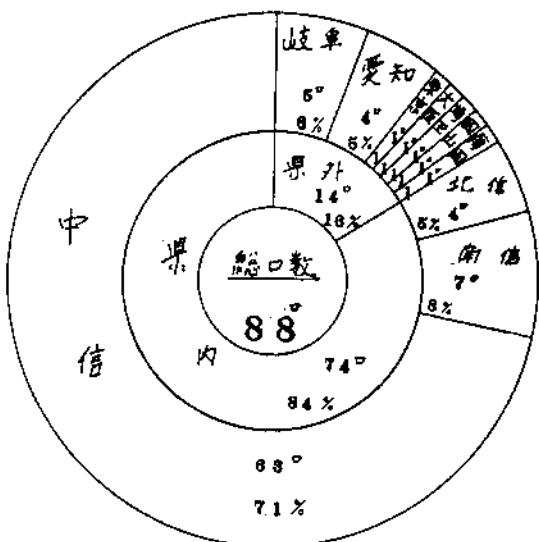


図-1 前期分県内県外別応募結果

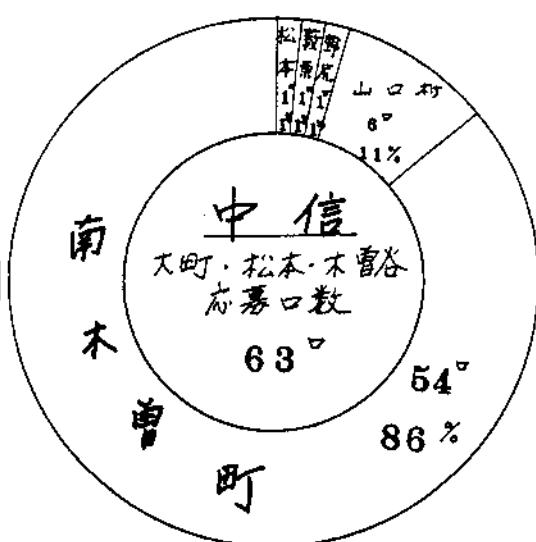


図-2 中信地区市町村別応募結果

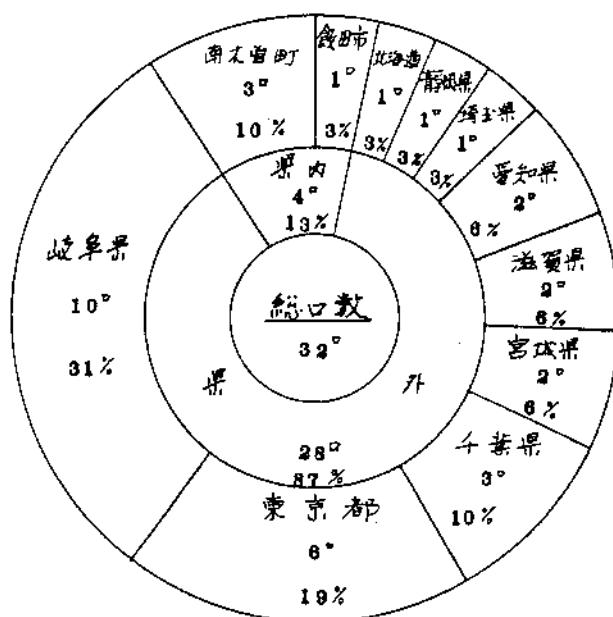


図-3 後期分県内県外別応募結果

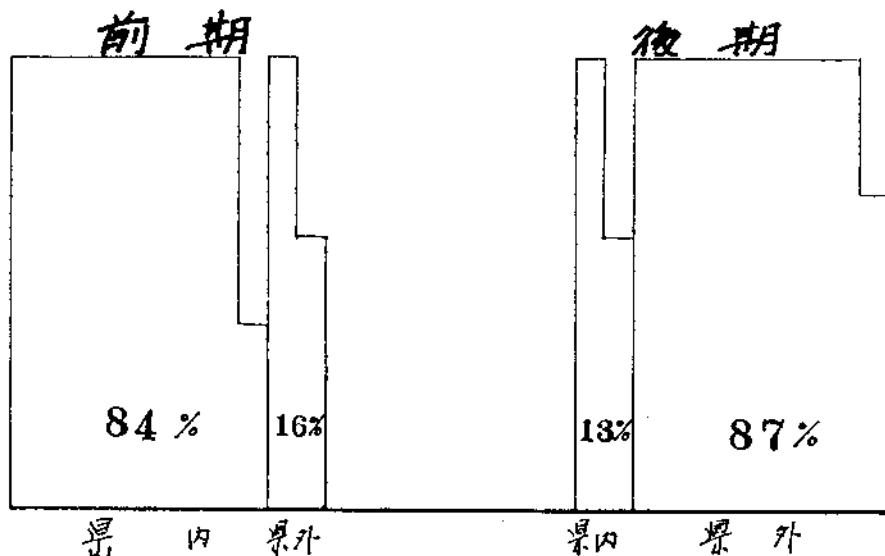


図-4 県内県外別応募者、比率

IV 実行結果の反省

今回の分収育林事業実行結果について、プロジェクトチームによる反省会の意見を集約すると、次のとおりである。

1. セールスは相手方と面接することが大切である。
2. セールスは1回であきらめず何回も足を運ぶことが大切である。
3. 契約期間は15年～20年位が、セールスし易い。
4. セールスマンの基礎的研修が必要である。
5. マスコミを利用した大都市向けのPRが必要である。
6. 自署作成のチラシが一般の理解を得た。
7. 契約者等から知人を紹介してもらう。
8. あらゆる機会をとらえ、分収育林制度を話題としPRする。
9. 郵便での勧誘は殆んど効果がなかった。
10. 契約手続きが、官僚的である、もう少し内容を検討すべきだ。
11. 分収育林事業のない営林署の協力をお願いしたい。
12. 一般的に応募が、沢山あるように受け取られているが、実際には大変である。
13. 都市部をセールスしてみて、分収育林のPR不足を強く感じた。

V 今後の対応

1. 地元山村部における応募には限度があり、今後は主として都市部を中心とした募集が必要であり、上部段階におけるマスコミ等を利用した大々的な広報宣伝活動を望みたい。
2. 水資源の供給、国土の保全、レクリエーションの場の提供等、直接的に関係の深い流域圏を単位とした地域との交流を深め、川下の人達に対する理解と協力を求める必要がある。

3. 営林局全体で取組む事業であり、広く応募者を募集するには、全営林署の協力がないと目標達成は困難である。

おわりに

昭和60年度の実行結果、ならびに反省点等を参考に、今後も100%達成を目標に努力したいので一層の御指導、御協力を願いとする。

拝啓

初夏の候まことに清涼の季節が申されま
故てこの度当営林署では分収育林という新規
制度を実施することになりました

この制度は概してから三〇年前後のヒキスキ
の森林を対象に一〇・五〇万圓を皆様方に
出資して頂き、およそ三〇年後にこの森林
を伐採してその売上金を国と半分づつ
分け合うという緑のオーナー制度で現在
出資者を募集しております

国有林の森林づくりを通じ豊かな緑との
ふれあいや方子さんによる緑の資源として
あげるために皆様方の積極的ご参加を
お待ちしております

昭和六十年六月一日

南木曾営林署長 内田行雄

殿

お問い合わせ先

長野県木曽郡南木曾町役場
南木曾営林署 業務課
TEL 0264-571-2400

あなたも緑のオーナーに

国有林の森林

づくりをつらじ

- 国土の緑化に積極的に参加したい。
- 南木曽の森林につながりを持ちたい。
- 緑かな森とのふれあいを大切にしたい。
- 緑を通じて口マンと夢を持ちたい。
- お子さんに緑の資産を残してあげたい。

あなたの参加を
お待ちしています。

国有林の分収育林制度とは、このようなシステムです。

対象となる森林は

契約者となるには

そしてオーナーに

契約様の手入れは



植えてから30年
前後のヒノキ、ス
ギの森林を対象
とします。



あなたには1口当
たり5万円を出
資して頂きます。



あなたも森林の持
有者となりました。



代耕までの手入れ
と伐頭は當林署で
行います。



30年後
貴方の
子供が
立派な
大人となる
頃には
林も立派に大き
く成長するでしょう

分収方法は



木代金の分収は
貴方分
四割分
四割分

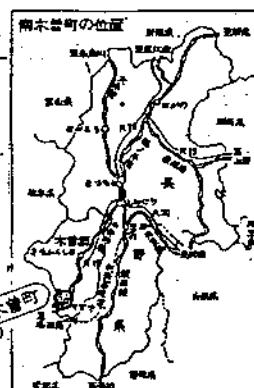
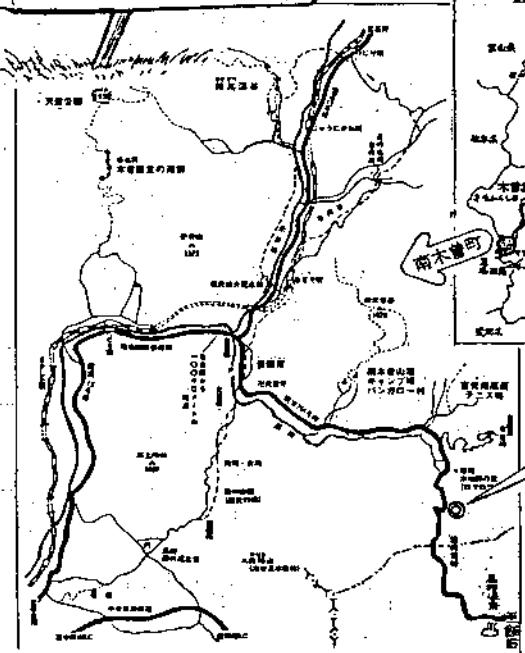
お問い合わせは

〒399-53

長野県木曽郡南木曽町就農

南木曽営林署 (電話 0264-57-2400番)

分収育林案内図



案 内

1. 分収育林地までの道のり
南木曽駅から18Km 車20分
中央高速道路・飯田インター
から27Km 車45分

2. 観地案内
昭和60年11月22日
南木曽営林署へ
午前10時30分集合

3. 暯集期間
昭和60年10月29日から
昭和60年12月12日まで

4. 契約期間
昭和61年1月20日から32年間
昭和63年3月31日まで

5. 契約手続きをする日(代金納入)
昭和61年1月中日

6. 問い合せ先
〒399-53
長野県木曽郡南木曽町就農
3650の2
南木曽営林署 就務課
TEL 0264-57-2400